

◆連載◆

学生相談共有ばなし・第二話

アカデミック・ハラスメント（その一）

吉武 清實

（東北大学高等教育開発推進センター・学生生活支援部・学生相談室教授）

大学にとって、ハラスメント対策は、重要な取り組み目のひとつである。今日、その取り組み内容は大学評価の一項目ともされている。大学でのハラスメント対策は、もともとセクシユアル・ハラスメントを対象に規程・ガイドラインが策定され、相談体制も作られたものであった。そのため、アカデミック・ハラスメントの内容の相談は学生相談などで、苦心しつつの解決が志向されていた。

《加工・合成エピソード》 一二月の初め、卒業年度のある理系学生が学生相談へやってきた。五月、配属された実験系の研究室で、自分の指導者となった人（大学院生の場合もあれば、研究員、助手、助教授の場合もある）に、

装置の使い方を教わることになった。この指導者は、下の者にはしばしば攻撃的でときになじるような物言いをする人だった。その人は装置の使い方を教わろうとする学生に言った。「一回しか言わないからな、一回で覚えなよ」。しかし覚えきれなかった。数日後、仕方なく、再度教えを請うたところ、「一回で覚えろって言っただろう。その本に書いてあるよ、自分で調べな」と激しく怒鳴るような声で突き放された。書架には沢山の書物が並んでいた。どの書物のどのあたりの頁に書いてあるのか、せめてどの書物か聞きたかったがとても答えてもらえそうになかった。以来、この指導者の前に立つと頭が真っ白になって、無理に声を出そうとしても声震えるようになり、何も言えなく

なるようになった。六月からは、なるべくこの指導者のいない時間をみはからって、自分なりに実験の準備をしようとしてやってみたが、結局、進捗しなかった。大学院の試験は何とか乗り切ったが、研究室へ行こうとすると激しい胃痛症状が起るようになり、九月後半、教授に、体調が悪くて内科へ通院している旨電話で告げて以来、全く行っていない。このままでは卒業はあきらめなくてはいけないだろうなと思うようになった。社会性は低い方ではないと思っていたが、自信がなくなった。内科で、胃痛は神経性のもの、大学の相談室を利用してはどうかと勧められて相談に来た。

この学生の指導教員は教授である。カウンセラーは、これまでの経過を教授の先生に率直に話して、何か解決策が考えられないか考えていた。だこうよ、と勧めた。学生は、自分の指導者は、教授にはイエスマンで信頼厚く、私の話を聞いても分かってもらえないのではないかと、大学院に進学するのにかえって教授との関係も悪くなってしまうのでは、と不安であった。教授に話してみる気持ちになるまでに一ヶ月の月日が経過した。

一二月初め、カウンセラー同席で教授と学生の話の場もたれた。教授は、学生をまじめに取り組む人と評価していること、学生は体調を崩して登校できなくなっているも

のと思っていたため、指導者との関係がきっかけと知って正直驚いていること、以後は、指導者を変えて、自分が直接指導して、残り時間で卒業論文をまとめられるようにもっていきたい、と述べた。学生は元の指導者に恐怖心を抱くようになっていた。胃痛や声の震えという身体の症状や反応が起きるようになってきている状態で、この人と顔を合わせるようになる研究室に行って、仕事を進めることは可能なのか。カウンセラーが間に入ってあれこれのシナリオが検討された。その上で、現実的に遂行可能と思われる当座のプランが定まった。教授は、指導者は根は悪くない人だと思うこと、留意して学生指導しなければ、恐怖心を与えて学生の修学・研究に影響が出ることもあるという今回のことに学んで、人間的にも成熟した指導者に成長してほしいと、自分からしっかり指導したい、と学生に述べた。

三月、学生は無事に卒業した。この間、カウンセラーは、症状や反応が強まっているようなことはないか、教授との間でコミュニケーション不全が生じていたりはないか、数度面接を行って、見守った。半年後、大学院生になった学生が現れて、あのあと、元の指導者の学生への対応はすっかり変わり、二月には卒論発表会のリハーサル集まりで顔を見ても、頭が真っ白になることはなくなり、今では話せるようになっていて、と語った。

これは、元指導者が指導者として成長し、元指導者と被害を受けた学生の両者が同じ研究室で過ごせるようになるというハッピー・エンドの例である。教授の研究室マネジメント力が発揮されて問題は解決へ向かうことができた。実際にもこのような例がある。しかし、学生相談はいつも、このように進むというものではない。

教授によつては、このエピソードの教授と違い、部下をコントロールすることができない状況にあるかもしれない。学生から見ても（そればかりかほかの多くの学生たちから見ても）教授自身も元指導者と同じように攻撃的で恐怖心を抱かせられる対象となつていて、教授の直接指導というプランが功を奏さないことになるかもしれない。

また、指導者となる人が、大学院生や研究員、助手ではなく、教授であつたらどうであるか。不適切な言動を行っている教授の学生対応に対して、誰が、修正的に介入を行うことができるか。このような場合、解決にはいつも大きな困難が伴うというのが実情であつた。

《加工・合成エピソード二》博士課程の文系学生が語つた。学位論文を提出した。指導教員からは、これで大丈夫、提出しなさいということだったが、副査である隣の研究室

の教授から駄目だしされ不合格となつた。指導教授と副査の教授は犬猿の仲、お互いの仕事を認めておらず学生の論文に対しても同じ反応をしている。数年以上の先輩のときも同じことがあつて、「自分も？」と心配していたのだけど。このあと、研究生として残つて学位取得を目指そうと思うが、また同じことになるのでは、副査の先生はどう書き直しても結局価値を認めないのではと恐れる。カウンセラーは、研究科長に本人の話を聞いてもらう場を設定した。科長は、「主査、副査に話してみるが、その分野での学問的判断に科として介入することは難しいのが実情、学生さんも、何とか副査の先生とコミュニケーションをとるようにして副査の納得も得られるものになるよう今後も努力してほしい」。

文系でよく見られがちなのが、教員の代理戦争の犠牲、とでもいふべき例である。同じ分野の教員の一方が合格とする論文が他方の教員によつて論外とされる。学位論文提出の学年までの数年間、その不一致をすりあわせる努力は主査、副査間で行われないうままに過ぎて、学生が被害を被つてしまうという例が繰り返される。これに対して、この研究科は十分な調整力を発揮しえない体制のままになつている。

アカデミック・ハラスメントの内容への学生相談は、規

程・ガイドラインによる解決の流れには乗らないルートで問題解決を図ろうとするものであり、たいていは、綱渡りのプロセスであった。そして、守秘義務を厳守しつつ、来談者の意思決定までの気持ちの振幅にも寄り添いながら、問題解決を援助しようとする学生相談のカウンセラーたちは、ともすると、加害側・に位置する教員や学部長・研究科長などから非難されたりもしていた。「カウンセラーは被害を受けている学生の側にばかり立ち過ぎているのではないか」、あるいは、「何故もつと早い段階で学部・研究科に知らせてくれなかったのだ、もつと早期の解決を図ればここまでこじれることはなかったのではないか」。

早期対応したい学部・研究科執行部の気持ちはもつともであるが、学生相談スタッフが、『エピソード』の例のように、学生の合意を得ながら解決への動きを進めていくことは必須のことである。学生の同意なく、学部や研究科に情報を伝え、良かれと思つて学部や大学院が解決への動きを起し、その結果が学生の望む結果とならず、その学生が大学を守秘義務違反で訴訟を起すようなことになつた場合、どうなるか。その答えは、言うまでもなく、大学の敗北である。守秘義務の例外は、生死や重大事件の発生等にかかわる場合のみである。そうした特殊状況でもないのに、守秘しない学生相談室やカウンセリングセンターは、

学生の信用を失い機能しなくなつてしまふであらう。

こうして毎年、学生相談カウンセラーが綱渡りの取り組みを行い、解決に至らない例から「学生相談による解決」の限界についても痛感していたその一方、アカデミック・ハラスメントについても民間から問題提起がなされるようになり、平成一〇年代前半を通じて、徐々に、「問題」としての「アカデミック・ハラスメント」への関心が大学人の間に広がっていき、いくつかの大学で教員を対象とした講演などの予防活動が行われるようになった。

全国の大学において、アカデミック・ハラスメントが「大学として取り組むべき問題」として本格的に認識されるようになったのは、平成一六年頃からのことである。この年、ふたつの動きが生まれている。ひとつは、国立大学の教育担当副学長会議において、アカデミック・ハラスメントが議題として取り上げられたことであり、もうひとつは、東北大、北海道大学、東京大学、東京工業大学、九州大学の学生相談担当者による「『アカデミック・ハラスメント』防止等対策のための五大学合同研究協議会」の二年間にわたる協議である。後者は、報告書をまとめ、アカデミック・ハラスメントの解決に必要な手続きについて、重要な提案を行った。

（続編は八月号で。是非ご覧ください。）